

NCB ペイ・バイ・ファックスサービス取引規定

第1条（ペイ・バイ・ファックスサービス取引）

- (1) NCB ペイ・バイ・ファックスサービス取引（以下、「ペイ・バイ・ファックス取引」といいます）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます）からのファクシミリによる振込の依頼にもとづき、依頼人が指定した当行本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店の預金口座（以下、「振込指定口座」といいます）へ振込を行う場合に利用することができるものとします。
- (2) 依頼人が指定する振込指定口座は、当行本支店または全国銀行データ通信システムに加盟している金融機関の本支店の普通預金または当座勘定とします。
- (3) 振込の依頼は、依頼人が占有管理する当行指定機種ファクシミリを利用して送信してください。
- (4) 別途「契約書」を締結します。

第2条（振込の受付等）

- (1) ペイ・バイ・ファックス取引により振込を依頼する場合は、振込明細を当行所定の振込依頼書（以下、「振込依頼書」といいます）に記入のうえ、当行所定の時限までにファクシミリにより所定の当行センターあて送信してください（以下、「振込依頼」といいます）。
- (2) 振込依頼は、振込先ごとに銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名・振込金額を振込依頼書に記入して行うことができるほか、第4条に定める事前登録の方法により、振込先ごとに受取人番号と振込金額を振込依頼書に記入して行うことができるものとします。
- (3) 当行は、依頼人から送信された振込明細を文字認識装置で読みとり、振込確認書（以下、「確認書」といいます）を送信します。
- (4) 受信した確認書の内容を振込依頼書の内容と照合し、万一、誤りがある場合には、振込依頼書の該当部分を所定の方法により訂正して再送信してください。
- (5) 確認書の内容に誤りがないことを確認した場合には、当行所定の方法により当行へ通知を行ってください（以下、「送信依頼」といいます）。当行は、当行所定の時限までに依頼人から送信依頼の電文を受信し、受信した電文の店番号・企業コード・暗証番号・確認書番号があらかじめ取り決めた店番号・企業コード・暗証番号および読み取り結果を依頼人あてに返信する際当行からお知らせした「確認書番号」と一致した場合には、「受付通知書」（以下、「通知書」といいます）を送信します。
当行は、通知書を送信した振込明細にもとづき振込指定日に全て電信扱いにて振込手続を行います。
なお、所定の時限までに送信依頼の電文を受信しなかった場合、依頼人に通知を行うことなく、当該振込依頼はなかったものとみなします。
- (6) 依頼人はあらかじめ、振込依頼先1件につき振込依頼を行うことのできる限度額（以下、「限度額」といいます）を指定できるものとします。
当行は振込依頼書受付時に当日の振込依頼先1件の金額が、あらかじめ依頼人が指定した限度額を超える場合には当該振込依頼書の受付を行わないものとします。

第3条（振込手続）

当行は、第2条(5)の通知書を送信した振込明細にもとづき振込指定日に振込手続を行います。
ただし、解約のお申し出等により本サービスの取扱いを停止した場合には、その停止事由の発生した日に受けた振込依頼については、たとえ通知書送信済であっても、すべて無効とし、振込手続は行いません。

第4条（振込先の事前登録）

- (1) 依頼人は当行所定の方法により振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名をあらかじめ当行センターに登録することができるものとします。（以下、「事前登録」といいます）。
- (2) 事前登録を行った振込先に対しては、依頼人は登録された振込先に対し、当行が自動で割当てた番号（以下、「受取人番号」といいます）を記入することにより、当該振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名を記入することなく振込依頼を行うことができるものとします。
この場合、当行は該当の受取人番号を割当てた振込先に対し振込依頼が行われたものとみなします。
- (3) 依頼人は、当行所定の方法により、事前登録された振込先の銀行名・支店名・預金種目・口座番号・受取人名の照会ならびに削除ができるものとします。

第5条（資金決済）

依頼人は振込資金を振込指定日前日までに、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下、「引落指定口座」といいます）に入金するものとします。振込資金は依頼人名義の引落指定口座より「普通預金規定」（「西日本シティ総合口座取引規定」を含みます）「当座勘定規定」または「カードローン規定」（その特約を含みます）にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出なしで引落します。ただし振込資金の入金方法について別途契約がある場合はその契約により取扱うものとします。

第6条（手数料）

- (1) ペイ・バイ・ファックス取引の利用にあたっては、当行所定の利用手数料および振込手数料（以下あわせて「手数料」といいます）を支払ってください。手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

利用手数料 https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/eb.html

振込手数料 https://www.ncbank.co.jp/kinri_tesuryo/kawase/naikokukawase.html

- (2) 手数料は当行所定の支払日に、引落指定口座より「普通預金規定」（「西日本シティ総合口座取引規定」を含みます）「当座勘定規定」または「カードローン規定」（その特約を含みます）にかかわらず通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出なしで引落します。ただし手数料の支払方法について別途契約がある場合はその契約により取扱うものとします。

第7条（免責事項）

- (1) 当行の責によらない通信機器・回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振込の受付等の際、送信された企業コード、暗証番号、受付番号と当行があらかじめ指定した企業コードおよび届出の暗証番号、読み取り結果を依頼人あてに返信する際当行からお知らせした「確認書番号」との一致を確認して取扱いましたうえは、企業コード、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

第8条（届出事項の変更等）

暗証番号、引落指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。

この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

第9条 規定の変更

- (1) 当行は必要がある場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本規定の内容及び利用方法（当行の所定事項を含みます）を変更することができます。この場合、当行は、当行のホームページ上の「NCBペイ・バイ・ファックスサービス取引規定」を改定し掲示します。
- (2) 当行は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」という）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定が適用されますので、契約者は本サービスを利用する際には、ホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第1項の利用規定の変更に同意できない場合、本契約を解約することができます。この場合の手続きは、第10条の規定を準用するものとします。

第10条（解約）

この取扱いは、当事者一方の都合でいつでも解約することができます。ただし当行に対する解約の通知は当行所定の書面によるものとします。

第11条（契約期間）

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とします。ただし契約期間満了の3か月前までに依頼人または当行から特に申し出のない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上
(2020年4月1日現在)